

【平成30年度事業者処分等について】(H30.12.31 現在)

消費生活課

1 特定商取引法及び県消費生活条例

(1) 処分(特定商取引法:業務停止命令・指示・業務禁止命令)

No.	事業者名及び所在地	処分等内容	販売類型・商品等	関係都県	処分年月日
1	(株)匡健 (代表取締役 佐々木拓也) 【さいたま市】	業務停止 (3か月)	訪問販売 (屋根工事等)	群馬県	30.7.31
2	(有)ひまわり村 (代表取締役 窪田厚子) 【山梨県甲府市】	指示	訪問販売 (健康食品)	—	30.10.5
3	光安住建こと小松拓矢 (代表者 小松拓矢) 【入間市】	業務停止 (12か月) 指示 業務禁止 (12か月)	訪問販売 (床下工事等)	—	30.12.7

(2) 指導(特定商取引法・県消費生活条例)

販売類型	件数
・訪問販売	8件
・通信販売(誇大広告)	25件
・特定継続的役務提供(誇大広告)	4件
・販売(条例)	2件
計	39件

2 景品表示法

指導(文書及び口頭による注意)

文書注意	34 件	優良誤認(13件)、有利誤認(21件)
口頭注意	4 件	優良誤認(1件)、有利誤認(3件)
計	38 件	